



特にこの法律案の第二條に関する事項といはしまして、当委員会において御審議になりました川崎入国者收容所を横浜に移転する件に關しましては、移転先の敷地の取得及び建物施設の建設、取得等に関する、当該土地の交換取得等の点において、その交換の相手方の選定等につき見通しに誤りがあり、所期の結果を得られなかつたことは、まことに遺憾でありまして、法務省といはしましては十分反省し、今後このようなことがないよう戒心したい所存でございます。御了承をお願い申し上げます。

○永山委員長 津田司法法制調査部長。

○津田政府委員 前同委員会、法務省設置法等の一部を改正する法律案に關連いたしまして審議をいたさじました。いづゆる狭山事件につきましては、その後の経過を御説明申し上げます。いづゆる狭山事件につきましては、去る五月二十三日、所轄狭山警察署におきまして、石川なる者を暴行、窃盗、恐喝未遂、この恐喝未遂は中田善枝さんの身代金を要求して未遂となつた事実でございますが、その被疑者として令状により逮捕いたしました。翌二十四日浦和地方検察庁川越支部に送致いたしましたのであります。翌二十五日検察官の請求によりまして勾留状が発せられ、自來同人の身柄は狭山警察署に勾留されました。取り調べが続けられ、この間、六月四日には裁判官によりまして勾留期間の延長が認められてゐるのであります。しこうして、川越支部検察官は、六月十三日、右石川を前記暴行、窃盗と、さらに取り調べの

結果判明いたしました窃盗、傷害、暴行、横領の事実をあわせまして、勾留のまま浦和地方裁判所川越支部に起訴いたしましたのであります。

なお、勾留の事実になつておりまして身代金を要求した恐喝未遂の点につきましては、証拠を検討いたしました結果、起訴の結論に達せず、処分保留のまま、今後証拠の検討をすることによつて処分を決するということになつておるわけでございます。

なお、右起訴後、石川の弁護人より同人の保釈の請求がなされまして、六月十七日、裁判官はこれをいれまして保釈決定を行なつたのでございます。石川はそれによりまして釈放されたのでございますが、即日、さらに別の逮捕状によりまして、警察署において強盗強姦殺人、死体遺棄の容疑で逮捕し、引き続き同事件の捜査中でございます。

本件の殺人事件につきましては、現在警察当局において捜査中でありまして、警察は、初め本件殺人事件と密接の關係があると考えられる恐喝未遂事件について、石川一雄をその有力な容疑者と認め逮捕、取り調べを進めるとともに、殺人事件と石川との關係についても取り調べをしてきたのであります。さらに石川自身について右殺人事件の嫌疑があるとして逮捕状が出たわけでありまして、一昨日来警察当局において取り調べをいたしておるわけでございます。

本件の事実關係によりまして、恐喝未遂の事実と右の殺人事件との間には、常識的に見て何らかの關連性があると考えられるので、その限りにおきましては殺人事件についても取り調べを行なうことがあり得るわけでございます。

まして、従来の取り調べは不当なものと申すことはできないのであります。なお、浦和地方検察庁検事正が新聞記者に對しまして談話の發表を行なつたこととありますが、その談話の趣旨は、起訴當時における捜査の結果によれば、身のしろ金要求の恐喝未遂について石川の容疑は濃厚ではあるが、いまだ起訴するに熟していないので、引き続き捜査を行なつてその黑白を明らかにしたいという趣旨にとどまつておりまして、決して石川を右事件の真犯人であると断定するような趣旨のことを述べたものではないと考えられます。

○永山委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入るのであります。別に申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

社会党委員の出席を連絡いたしました。が、出席いたしかねるとの申し出がございました。

法務省設置法等の一部を改正する法律案について採決いたします。まず、本案に対する藤原節夫君提出の修正案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

○永山委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。次に、ただいまの修正部分を除いて原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

○永山委員長 起立総員。よつて、修正部分を除いては原案の通り可決いたしました。これにて法務省設置法等の一部を改正する法律案は修正議決すべきものと決しました。

○永山委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○永山委員長 建設省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

○藤原(節)委員 今回の建設省設置法改正の重点となるべき事項であります。一番おもな問題は、私どもの考え方は、地方建設局に本省の事務を大幅に委譲しようということであるように見受けられるのであります。従来河川、道路等の直轄事業を主体としておつた地方建設局に対しても、都市計画あるいは住宅等を含めた一般行政事務並びに補助金關係等の事務を委譲する、こゝろ御説明になつておりますが、地方建設局に對する大幅な事務委譲をなさうとする理由について、ひとつ伺つておきたいと思ひます。

○松浦政府委員 すでに本案改正に對する私たちの提案理由の御説明を申し上げましたので、おおよそその点で御了解を得られるもの、かよふには存じますが、大ざっぱに再度説明せいでい

うお話をさせていただきますので、簡単に申し上げますと、ただいまのお話の中にありましたように、第一番目に現在の建設行政という部面から考えまして、社会情勢とはたしてマッチするかどうかが、すでに御承知のように、經濟的立場においても、一県、一県必ずしも納得できないといったようなことで、時によつては広域ブロック的な面すらも考えなければならぬ、こゝろいうことが、昭和三十三年の地方制度調査会においてすらも答申が出ておるような現況でございます。したが、いまして、こゝろいうような点をまず基本的に考へてみますと、現在までに建設省としてやつてきておる地方建設局は、行政的な部面というふうなことはほとんどやらすに、川にいたしても、道路にいたしても、直轄の工事の直接な仕事の指揮、監督に当たるいわば実施機關というだけで今日までやつてまいつております。しかしながら、現在の立場からいたしますと、現在すでに御承知のように、道路にいたしましても、四十年までに全国の国道一級と名のつくものといはしましてはぜひ完成をする、こゝろいうふうな部面で、各県ごとの行政といふものとのマッチ關係をも考へていかなければならぬ。そゝしてまた、現段階において、五カ年計画を新たにまたつくり直さなければならぬのではなからうかといふふうな段階でもあつた、かつた、河川關係におきまして、今日国会に御提出を申し上げておるよう、河川法もすでに明治二十九年以来のものであるので、これらをも改正しなければ

ならぬという段階にきておる。こゝういふふうな総合的な見地に立つてみますと、どうしても地方建設局を従来の直轄事業の実施機関というだけではなく、現在建設省自体の預かつておるところの行政部門をも担当させまして、地方の実情に即したもので、かつまた、地域的に有機的であり、能率的にさせなければならぬ、同時に、地方自治体に対しても非常に便利なものとして取り扱うような方法を持つていきたい、こゝういふところに重点を置きまして、今回の設置法の改正をお願いいたしましたような次第であります。

大ざっぱに申し上げますと、以上のようにならぬかと存じます。私たちがいたしまして、これらをおみやかに実施をいたしまして、よくいわれるところの、地方自治体の力を少しく削減して中央集権的になりはせぬかというふうなことでございまして、あくまでも目的は、行政庁としての建設省内部のお互いの分担を従来と違つた方法でやつていって、そゝうして地方の自治体にも一そゝうの便利を与へ、また、地元住民の方々にも一そゝうの便宜を与へるといふふうなたてまえでやつていきたい、かように考えております。

○藤原(節)委員 今日この経済の実態からいって、従来の府県の境界が狭過ぎる。広域行政の必要が各方面から叫ばれておる。河川法の改正等につきましても、そゝういふ趣旨から私どもは賛成であります。そのような意味から言ひましても、この河川、道路等の行政が一つの広域的な単位で行なわれたい。これは当然の経済の要請でもあろうかと思ふ。なほ、その他の事務につ

きましても、ただいまのお話では、建設省内部の仕事の配分のしかたにすぎないのだといふことでもあります。しかも、一方においては、仕事の内容をそゝういふ広域的な要請とマッチさせるという意味もあるのだと思ひますが、ただ、われわれが心配いたしますのは、いまもちよつと政務次官も触れられましたが、一方において広域行政を要請する必然的な要素がありながら、しかも、一方においてどうしても従来の府県の権限というものにいろいろな意味での両執りがありまして、河川法の反対等もそゝういふ意味でなかなかやがましのものがあつたようでありまして、やはり建設省設置法の改正につきましても、そゝういふ意味で、何か府県の権限が侵されるのじゃないかといふような意味での懸念なり反対の声もわれわれに耳にするのであります。それはいまのお話で心配ないといふことではあります。これはまさに内容として、そゝうであるかと思ふのであります。運用のいかんによりまして、言つてみれば、陳情などしなくてもいいのに、そつちががらつてにされるのだといひます。けれども、現実には陳情などが行なわれらば府県を通じて建設省にすれば済んだのが、もう一つ地方建設局というものができ、中二階みたいなところを通つていかなければならぬかためである。地方建設局限りのいい、本省まで来る必要はないのだ、こゝおつしやるべきではないか、実際には本省まで行かぬとなかなか承知ができぬといふ地方人の気持ちもあるし、またこの運用の実態においては、あるいは地方建設局に権限が委譲されながらも、なお

本省と打ち合わせなければよく処置し得ないといふ事柄も、従来の行政庁のやり方からすると考えられないことではない。かつて農林省設置法の場合もこれは非常に問題になりましたが、その辺に對する一般の不安といひますが、懸念に對して安心のいくような御説明をお願いしたい。

○松澤政府委員 ごもつともな御質問で、従来慣習にすらなつておる陳情あるいは請願的な面は、やもすればいまのお話のような傾向に私もやはり当初は考えられるのじゃないか、こゝういふふうにするのであります。これは運営のいかんによつて十分に排除するようにならぬかと存じます。それから、なせそゝういふふうなことを私どもが思ふかといひます。補助金等に對し、地方建設局には全然関係なく、本省が直接に一切の補助の部面を扱つてやつておられます。そゝうなれば、従来本省自体として特になさればならぬかつたこと、統制的な部面あるいは企画的な部面に、地方建設局の実施部面といふふうなものもあわせてやつてきておられます。そゝういふふうな点を排除して、本来の使命である統制、計画あるいは企画といふふうな方向に持つていきたい、こゝういふたてまえでありますから、必然的に補助関係といふものは企画的にと申し上げてもいいほど地方建設局のほうにお譲りして、さつき申し上げたように、地方の実態に即して、自治体方面の御意見な住民の御意見等を十分に聞いて配分するといふふうな方向に持つていく。そゝうしますれば、本省のほうとしての

立場においての陳情、請願——今日建設省においてはほとんど補助金の交付関係においてのみ多々こゝういふふうな問題が起きます。ただ、大きい問題、たとえて申し上げるならば、大きなダムを設置するんだといふようなときに、おいては、どうしても計画と実施部面とである程度横の連絡を密にしなければならぬ面もあつますから、こゝういふ特別なものは除外するといふ考え方を現在持つておられますが、將來はこれらをもできるだけ一括して地方建設局のほうにお譲りして、建設局のほうで、地方の実態といふものがあるいは地元の住民の方々の声を聞いてやつていく、こゝういふことになつていきますれば、必然的に各ブロックごとにある地方建設局で話がほとんどおさまつていくのじゃないか、かように考えておられます。しかし、いま申し上げたように、当初はどうか、従来慣例的なことにまなつておられますので、こゝういふふうな点は行政運営の面できただけのような弊害を排除していきたい、かように考えておるようなわけでありませう。

○藤原(節)委員 運営の上で十分そゝういふ弊害のないようにしたいといふ御趣旨を承つて安心するわけですが、いまのお話のありました補助金関係の事務等の委譲その他の事務につきましても、これはそれに関連して資料をお願ひしたいのです。権限委譲の事務的な内容、それからいまの委譲後の予算編成あるいは配分の手続といふようなものにつきましても、資料があると思ひますから、あとで御提出願ひいたします。

○松澤政府委員 ただいまのお話は、補助金関係の基準といふふうにもとれます。先ほど申し上げた本省と地方局との事務といひますが、行政分担の基準といふふうにも聞かれますが、一応先ほど申し上げたように、本省のたてまえといたしましては、従来の基本である建設省全体にわたる統制並びに企画といふものを基準にやり、他の分野においての面は地方の建設局にやらせていきたいと思います。こゝういふ基本点等がございしますので、事務局から説明さしたい、かように思ひます。

○山本(幸)政府委員 基本的な考え方をいたしましては、ただいまの御答へのように企画、統制的な事務といふものは本省に残す、しかしながら、現在本省でもやつておられますところの実施的な仕事といふものは、原則として地方建設局に委譲をするといふことでございます。

さらに、これを内容的に少し御説明をいたしまして、地方建設局の所管区域を越えて全国的な取り扱ひを必要とする事務、それから非常に重要な事務で本省におきましても処理することが適切であるといふような事務、あるいはよその省との共管事務、あるいはまたよその省と協議を要する事務であつて、委譲には事務執行上あまり適しないといふようなもの、あるいは地方建設局個々でやるよりも、集中的に本省で処理するほうが適切であると

しておるものと地方に委譲するものと間に一つの基準といふものがあろうかと思ふのです。その点をお聞かせ願ひたい。

